

Ⅲ. 厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成

急激な円高が輸出等に与える影響や災害による被害など、国民が直面する厳しい経済情勢に対応すると同時に、生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構築や、活力ある社会を創造するための経済発展基盤の整備、良好な対外経済関係の形成等の我が国経済が抱える中長期的な課題の解決にも資する諸施策を推進する。

1. 厳しい経済情勢等への対応

急激な円高、冷夏や災害の頻発を背景に生じている厳しい経済や生活状況、将来に対する不安や懸念に対処するため、災害復旧、中小企業対策、雇用の安定等のための諸施策を推進するとともに、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備、住宅投資の促進、構造調整に資する設備投資の促進を図る。

(1) 生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進

- ① 円高差益還元や規制緩和に関連した社会資本の充実を図ることとし、また、文化の香り豊かで美しい質の高い生活環境の形成に資する分野に重点化を図るとともに、生活者・消費者が生活の質の向上を肌で実感できるような手法を工夫して社会資本整備を推進することとして、本年度の事業の進捗状況や景気浮揚効果を勘案しつつ、1兆円の事業費の追加を行う。
- ② 地方単独事業についても、地域の実情に即して、高齢者・障害者にやさしいまちづくりや住宅宅地関連公共施設の整備の促進による快適な住空間の形成をはじめ、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備が図られるよう、地方公共団体に対して5,000億円の事業費の追加を要請する。

- ③ 社会資本整備を円滑に進めるため、国、地方公共団体を通じ、地価動向に十分配慮しつつ、3,000億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

(2) 災害復旧事業等の推進

災害復旧事業等の早期決定、実施を図り、国民の生活の安全と安定を一日も早く確保する。

- ① 災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより、集中豪雨や台風等により被害を受けた諸地域における災害復旧工事を速やかに行い、国民生活の安定を確保するため、事業費4,500億円を追加する。
- ② 農業共済等については、保険金支払いに係る事務手続き等の速やかな実施を図り、早期の支払いを確保する。

(3) 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、良質な住宅の建設を更に促進し、居住水準の向上を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の事業規模を2兆9,000億円追加するとともに、リフォーム等を促進するため住宅取得促進税制の充実を図るほか、併せて住宅宅地供給のための諸施策を推進する。

① 住宅金融公庫等の融資の追加

住宅金融公庫の融資について、事業規模2兆5,000億円を追加する。これにより、貸付枠を10万戸追加し、70万戸（当初貸付枠比15万戸増）とする。

また、年金福祉事業団の住宅融資について、事業規模4,000億円を追加する。

② 住宅取得促進税制の適用対象範囲の拡大

リフォームを促進し良質な住宅ストックの形成を図ることにより内需の拡大を図るため、住宅取得促進税制の対象となる増改築等の範囲に一定の住宅改良工事を加えるとともに、増改築等に係る家屋の床面積要件の上限（現行240㎡）を撤廃するほか、既存住宅のうち耐火建築物以外の建物の築後経過年数要件を緩和（現行10年を15年に延長）する（10月1日実施）。

③ 住宅宅地供給のための諸施策の推進

- (a) 地価は住宅価格を決める大きな要因であることにかんがみ、引き続き利用価値に見合った適正な地価水準の実現を図るよう、総合的な土地対策の着実な実施に努める。監視区域については、地価に悪影響を与えないよう配慮しつつ、弾力的運用の方策について検討する。
- (b) 住宅宅地関連公共施設整備促進事業等、住宅宅地の供給の促進に資する事業の着実な推進を図る。
- (c) 民間金融機関の個人向け住宅融資については、融資資金の安定的な確保、利用者のニーズに即応した商品の提供、広報への積極的取り組みを要請する。
- (d) 個人住宅に設置する高齢者、身体障害者等のための小型のホームエレベーターについて、その設計指針等を活用し、普及促進に努める。
- (e) 省エネ、省資源など環境に配慮した住宅の建設を促進するため、環境共生住宅の普及促進を図る。

(4) 構造調整に資する設備投資の促進

① 構造調整に資する設備投資を促進するための税制上の措置

流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時時限の措置として、約150設備を中小企業等基盤強化税制、中小企業新技術体化投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び基盤技術研究開発促進税制の対象に追加する（10月1日実施、来年9月30日までの時限措置）。

本措置により、直接対象となる設備のほか、それに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

② 政府関係金融機関の融資の活用

新分野への進出等リストラに取り組む意欲ある企業を幅広く支援するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等の関連融資制度の積極的な活用が図られるよう、これらの機関に相談窓口の設置を行う等運用の改善を図る。

(5) 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面している中小企業等を支援するため、次のとおり、中小企業等の一層の経営安定等を図るとともに、中小企業が、我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう、立法措置を含めた総合的な対策に早急に着手する。

中長期的な展望に立ったこれらの各措置を講ずること等により、総額1兆円を超える政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の追加を実施する（これにより今後1年間では、おおむね7,700億円程度の貸付規模の追加が実施される。）。

① 中小企業等の経営安定対策

- (a) 景気の低迷に加え、円高、冷夏等の影響により資金繰りが悪化している中小企業の一層の経営安定を図るため、政府関係中小企業金融機関等における運転資金支援特別貸付制度の要件緩和、貸付限度額の倍増及び貸付規模の追加を行う。
- (b) 緊急経営支援貸付制度について、冷夏等の影響により厳しい経営環境に直面している中小企業を支援する仕組みを盛り込むとともに、貸付規模を追加する。
- (c) 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を一層弾力的に行う。
- (d) 政府関係中小企業金融機関等及び信用保証協会を活用することにより、中小企業の金融の一層の円滑化を図るため、これらの機関に対し、景気的情勢を踏まえて貸付け、保証を行うよう指導する。
- (e) 円高、冷夏等の厳しい経営環境に直面している農業者等に対し、農業信用基金協会を通ずる保証付融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

② 中小企業の構造的な環境変化への対応の支援

中小企業が我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう、新分野進出、海外展開等中小企業のリストラ努力を支援することとし、このための法律案を早急に国会へ提出するとともに、次の措置をはじめとして各般の施策を講ずることにより、総合的な対策に早急に着手する。

- (a) 政府関係中小企業金融機関等において低利融資制度を創設する。
- (b) 中小企業事業団の高度化融資制度を活用し、リストラ関連事業を実施する。
- (c) 中小企業信用保険において別枠の設定等特例措置を創設する。
- (d) 中小企業近代化資金等助成制度において償還期間の延長の特例措置を創設する。

③ 小規模企業対策、下請中小企業対策等

- (a) 小規模企業の活力を支援するため、中小企業設備貸与事業の割賦損料・リース料率の引下げを行う。
- (b) 円高の影響の大きい下請事業者を対象とした調査を臨時、緊急に実施し、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、下請取引の適正化を促進するため親企業に対して通達を発出する。
- (c) 中小企業の官公需受注を確保するため、地方公共団体に対し通達を発出する。
- (d) 厳しい状況にある地域の経済の活性化に資するため、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく活性化計画の承認を弾力的に実施する。

(6) 雇用対策

最近の雇用失業動向と中長期的な雇用環境の変化を踏まえ、次のとおり雇用対策の充実を図る。

- ① 雇用動向についての情報の迅速かつ的確な把握に引き続き努めるほか、雇用調整助成金制度について、昨年10月に実施した雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を延長し、引き続き業種指定を機動的に行うこと等、制度の活用・充実を図ることにより、失業を予防し、教育訓練、出向、一時休業による企業の雇用維持努力を支援する。
- ② とりわけ雇用調整の影響を受けやすい中高年齢ホワイトカラー労働者の雇用の安定を図るため、転職に必要な職業訓練の実施、産業雇用安定センターの活動への援助等を行うことにより、産業、企業間における失業を経ない円滑な労働移動を図るとともに、リストラの進展による雇用不安を招かないよう、事業主に対する適切な指導援助、職種転換のための能力開発を支援する給付金制度の拡充を行う。

- ③ 新分野開拓等を行う企業に対する大規模雇用開発促進助成金、地域雇用環境整備助成金を活用した支援、新規学卒者の雇用の確保を図るための積極的な求人開拓、求職者の早期再就職を図るための機動的な職業紹介など諸対策の充実を行う。
- ④ 省力化、効率化投資等による生産性の向上を図りながら、労働時間短縮を着実に進めるため、事業主に対する指導援助を拡充する。

(7) 税制上の措置

① 住宅取得促進税制の適用対象範囲の拡大

リフォームを促進し良質な住宅ストックの形成を図ることにより内需の拡大を図るため、住宅取得促進税制の適用対象に一定の住宅改良工事を追加するとともに、増改築等に係る家屋の床面積要件の上限の撤廃、既存住宅のうち耐火建築物以外の建物の築後経過年数要件の緩和を行う。

② 構造調整に資する設備投資を促進するための税制上の措置

流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時時限の措置として、約150設備を投資促進税制の対象に追加する。

③ 特定扶養控除の引上げ

教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担軽減に配慮する観点から、個人住民税における特定扶養親族に係る控除額を平成6年度税制改正において引き上げる。

(8) 金融の円滑化と金融政策の機動的運営

- ① 金融機関の徹底した合理化を進めつつ、(株)共同債権買取機構の一層の活用等を図ることにより、不良資産の円滑な処理を推進する。

また、中小企業向けを含め、今後の景気回復に向けて金融機関の資金の円滑な供給が図られるよう、融資相談の充実、迅速・適正な融資審査に努めるとともに、リスク管理の適正化等金融機関の融資態勢の強化につき、営業店に到るまで、その趣旨を十分浸透させるよう、関係者に要請を行う。

- ② 内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

2. 調和ある対外経済関係の形成

上記の公的規制の緩和や円高差益の還元、厳しい経済情勢等への対応策をはじめ、中長期的な経済構造の改革を含む我が国の内需拡大努力を行うとともに、内外無差別、透明及び公正かつ開放的な市場の形成、輸入の促進、対日投資の促進、開発途上国支援等を通じた国際社会への貢献を通じ、調和ある対外経済関係の形成を図る。

(1) 輸入の促進等

- ① 内外に我が国の輸入拡大に対する姿勢を明らかにするため、輸入拡大に係る理念と今後の基本的方向を示す輸入拡大に関する基本方針を策定する。
- ② 一層の輸入拡大を図るため、日本輸出入銀行の製品輸入金融を拡充し、引き続き低利融資を行うとともに、輸入拡大に必要な設備投資や輸入拡大効果の大きい

対日投資を融資対象とする輸入促進基盤強化融資制度を日本開発銀行等に創設し、低利融資を行う。

③ 外国企業等の対日輸出及び対日投資努力を総合的かつ強力に支援する総合輸入促進センターを新たに創設する等日本貿易振興会の輸入促進機能を強化する。

④ 自動車関連部品類、粗糖を始めとする関税の見直しについては、平成6年度の関税改正作業の中で総合的に検討する。

⑤ 良質かつ安価な住宅の輸入の促進を図るため、輸入住宅の常設展示場を確保するとともに、住宅を日本輸出入銀行の製品輸入金融の特定品目の対象とするほか、関係省庁、輸入業者、海外対日輸出業者等からなる協議会を設置し、住宅の輸入に関する具体的課題の検討を行う。

⑥ 輸入拡大月間（10月）において、各種メディアを通じた輸入拡大広報、キャンペーン、輸入品フェア等を集中的に実施し、国民を挙げた輸入拡大への取組を強化する。

⑦ 開発途上国支援については、開発途上国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応するため、適正かつ効果的・効率的な途上国援助の実施を図りつつ、本年6月策定のODA第5次中期目標及び開発途上国への資金協力計画の着実な推進に努める。

(2) OTOにおける苦情処理体制の充実・強化の検討

市場アクセスの一層の改善を図る観点から、OTOにおいて苦情処理体制の充実・強化に向けて速やかに検討を行う。

以上の対策を講ずるほか、将来への不透明感を払拭し、国際社会とも共存可能な、活力と創造性のある経済社会構造の構築のため、今後の展望を広く国民に示すことが必要である。こうした観点から、次の検討を推進する。

1. 経済社会構造の変革に向けての検討

我が国経済をめぐる近来の内外経済諸情勢の変化等に対応し、中長期的な視野からの我が国の経済社会構造の変革を視野に入れた、今後我が国として掲げるべき理念と採るべき施策の在り方について、年内にも結論を得るよう経済改革研究会における検討を推進する。

2. 抜本的な税制改革の検討

所得税減税を含めて直間比率の是正など所得・消費・資産の均衡のとれた税体系の構築のための税制の抜本的改革について、税制調査会における総合的な検討を推進する。